

泉大津市市民レポーター設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市民に親しまれ、より身近な広報紙づくりのひとつとして、市民に参加していただき、市の広報活動の活性化を図るとともに、市民の市政への積極的な参加の推進を図ることを目的とする。

(市民レポーターの活動)

第2条 市民レポーターは、広報いずみおおつや市 Facebook 等に掲載するため、市内イベントや地域の話題等について取材、写真撮影を行い作成した原稿を市に提出するものとする。

2 前項に規定する原稿は、泉大津市市民レポーター取材原稿（様式第1号）により作成し、写真の電子データと共に電子メール等により提出するものとする。

(対象)

第3条 市民レポーターは、市内に在住又は在勤若しくは在学する満18歳以上の者であって、写真撮影に係る機材等を用意できる者とする。

(遵守事項)

第4条 市民レポーターは次に掲げる事項を遵守し、取材活動を行うものとする。

- (1) 取材に際して、イベント等の振興を阻害するなど相手方に迷惑をかけることのないよう配慮すること。
- (2) 人物撮影に際して、肖像権等に配慮すること。
- (3) その他取材に際して、公序良俗に反した行為を行わないこと。

(報償金)

第5条 市民レポーターに、報償金として記事数に応じ最高年額10,000円を支給する。ただし、活動諸経費等を含む。

(募集及び登録)

第6条 市民レポーターは、広く市民から公募し、第9条の規定による申込みのあった第3条の規定を満たす者を登録する。

(定数)

第7条 市民レポーターの定数は10人以内とする。

(登録期間)

第8条 市民レポーターの任期は、登録を行った日から年度末までとし、再任を妨げない。

(登録の申込み)

第9条 第3条の規定を満たす者のうち、登録を受けようとする者は、泉大津市広報市民レポーター登録申請書(様式第2号)を市長に提出しなければならない。

(登録の取消し)

第10条 市長は、市民レポーターが次の各号いずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。

- (1) 第3条に定める資格に該当しなくなったとき。
- (2) 登録の辞退の申出があったとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、登録を取り消すことが適当であると認められるとき。

(著作権)

第11条 市民レポーターが提出した原稿データの著作権は、市に帰属するものとする。

(庶務)

第12条 市民レポーターに関する庶務は、秘書広報課において処理する。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、市民レポーターに関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。